

提供日 2023/03/10
タイトル 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、新たに4物質を知事指定薬物として指定しました！
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
連絡先 薬物対策班
TEL 054-221-2413



静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、新たに4物質を知事指定薬物として指定しました！

1 要旨

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、4物質について、人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため、知事指定薬物として指定しました。

今回の指定は、同条例が平成27年3月1日に全面施行されてから、42回目（累計142物質）の指定になります。

2 知事指定薬物として指定する物質

	通称名	物質名
1	・ para-Fluorofuranylfentanyl ・ 4F-furanylfentanyl ・ 4F-Fu-F	N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類
2	MET	N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
3	1V-LSD	(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
4	・ 3-Me-PCPy ・ 3-methyl-PCPy ・ 3-Me-rolidicyclidine ・ 3-methyl-rolidicyclidine	1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類

3 指定期日

告示：令和5年3月10日（金）
適用：令和5年3月11日（土）

4 備考

今回指定した4物質について、本日、国が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に指定し、3月20日（月）から施行するため、同日をもって知事指定薬物としての指定が失効します。（失効期日：令和5年3月20日（月））